

特別母樹林保存損失補償金（継続）

【平成29年度概算決定額 9, 690（9, 690）千円】

事業のポイント

特別母樹林の所有者に対する損失補償を実施

特別母樹（林）は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を育種素材として提供するための種穂の供給源として林業種苗法第4条に規定に基づき、農林水産大臣が指定したものです。

政策目標

現在、指定している特別母樹林の私有林のうち171 haについて、損失補償金を交付

<内容>

本事業は、林業種苗法第8条（特別母樹等についての損失補償）に基づき、特別母樹（林）として指定することにより当該森林所有者が本来得られるであろう所得の損失を補償します。

<事業実施主体>

国

<事業実施期間>

昭和45年度～

[担当課：林野庁整備課]